

市川市公告第 189 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 8 月 7 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
古内 友和
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260731-0156

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第 190 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 4 月 7 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 鵜澤 正和
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 20260724-0240

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 2/8 号

指定居宅介護支援事業所の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第2号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 株式会社のんびりケアサービス
- 2 事 業 所 名 ケアプランのんびり
- 3 事 業 所 所 在 地 市川市関ヶ島13番3ー101号（第二牧野ビル）
- 4 廃 止 年 月 日 令和8年8月31日
- 5 サ ー ビ ス の 種 類 居宅介護支援

除却した広告物等の保管について

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき
次のとおり公示する。

令和8年 8 月 7 日

市川市長 田中 甲

下記のとおり、屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定により広告物等を除却し、
第8条第1項の規定により保管（はり紙を除く）しました。
なお、広告物等の返還を申し出る場合は、所有者等であることが分かる書類等を持参
して、以下の担当まで連絡ください。
また、返還に際しては規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。
担当：道路管理課 占用担当
電話：047（712）6345 内線17075

記

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北東部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月3日	午前 9時から午後 5時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	29 枚	29
	立 看 板	4 個	30
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月3日	午後 5時	公益財団法人 市川市清掃公社内

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市行徳地区		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月6日	午前 9時から午後 5時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	2 枚	31
	立 看 板	1 個	32
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月6日	午後 5時	公益財団法人 市川市清掃公社内

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北西部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月9日 午前9時から午後5時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 紙	5 枚	33
	は り 札	9 枚	34
	立 看 板	1 個	35
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月9日 午後5時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北東部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月10日 午前9時から午後5時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	25 枚	36
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月10日 午後5時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市行徳地区		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月11日 午前9時から午後5時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	8 枚	37
	立 看 板	1 個	38
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月11日 午後5時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北西部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月13日 午前9時から午後5時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	12 枚	39
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月13日 午後5時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北東部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月16日	午前 9 時から午後 5 時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	61 枚	40
	立 看 板	6 個	41
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月16日 午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北東部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月24日	午前 9 時から午後 5 時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	10 枚	42
	立 看 板	2 個	43
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月24日 午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市行徳地区		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月25日	午前 9 時から午後 5 時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	12 枚	44
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月25日 午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市北西部		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月27日	午前 9 時から午後 5 時まで	
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 札	17 枚	45
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月27日 午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所	市川市行徳地区		
・ 広告物等を除却した日時	令和8年7月30日 午前 9 時から午後 5 時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
	は り 紙	47 枚	46
	は り 札	34 枚	47
	立 看 板	1 個	48
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	令和8年7月30日 午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所			
・ 広告物等を除却した日時	午前 9 時から午後 5 時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所			
・ 広告物等を除却した日時	午前 9 時から午後 5 時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

区分	内容		
・ 広告物等が表示され又は設置されていた場所			
・ 広告物等を除却した日時	午前 9 時から午後 5 時まで		
・ 保管した広告物等	保管した広告物等の名称又は種類	個数	整理番号
・ 広告物等の保管を始めた日時及び場所	午後 5 時 公益財団法人 市川市清掃公社内		

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第34条の規定により実態調査を行ったところ、居住の事実が認められず又転居先等不明により住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、住民票を消除したが、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、同施行令第12条第4項の規定により、送達に代えて次のとおり公示する。

令和8年 8 月 7 日

市川市長 田中 甲

記

職権消除者一覧

1. 職権消除者数 1 名
2. 職権消除者及び職権消除日

氏名	住所	生年月日	調査年月日	職権消除日
清家 正秀	市川市市川南1丁目10番 1-4111号（ザ タワ ーズ ウエスト）	昭和63年2月1日	令和8年7月22日	令和8年7月23日

自転車等の撤去及び保管について

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 4 年条例第 27 号）第 15 条第 2 項及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

市川市長 田中 甲

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第 13 条及び第 14 条第 2 項、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり放置されていた自転車等を撤去し、保管場所に保管しました。

1 放置されていた場所：J R 市川駅周辺、京成市川真間駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 7 月 2 日、8 日、16 日、24 日、30 日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：J R 本八幡駅周辺、京成八幡駅、京成菅野駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 7 月 2 日、8 日、16 日、24 日、30 日

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田 1 丁目 1 4 1 3 番 4 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：J R 市川大野駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 7 月 17 日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：北総鉄道北国分駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 7 月 17 日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ行徳駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年7月3日、6日、7日、13日、14日、15日、21日、27日、28日、29日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ南行徳駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年7月9日、22日、31日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ妙典駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年7月1日、10日、23日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：J R市川塩浜駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年7月23日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：京成鬼越駅周辺の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田1丁目1413番4外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：J R市川駅・市川大野駅周辺、京成市川真間駅周辺、北総鉄道北国分駅周辺、国分地区周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：令和8年7月16日、17日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田5丁目1270番2外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：J R本八幡駅・下総中山駅周辺、京成八幡駅・菅野駅周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：令和8年7月16日、24日

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田1丁目1413番4外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：東京メトロ原木中山駅・妙典駅・行徳駅・南行徳周辺、J R市川塩浜駅・二俣新町駅周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：令和8年7月21日、22日、23日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：江戸川放水路以北の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日 : 令和8年7月2日、8日、16日、17日、24日、30日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田5丁目1270番2外 JR総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：江戸川放水路以南の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日 : 令和8年7月1日、15日、22日、23日、29日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）
